

概要版

~たとえあいつながり 共に生きるまち由布市へ

第4期 由布市 地域福祉計画 地域福祉活動計画

2023(令和5)年度～2027(令和9)年度



令和5年3月

由布市

由布市社会福祉協議会

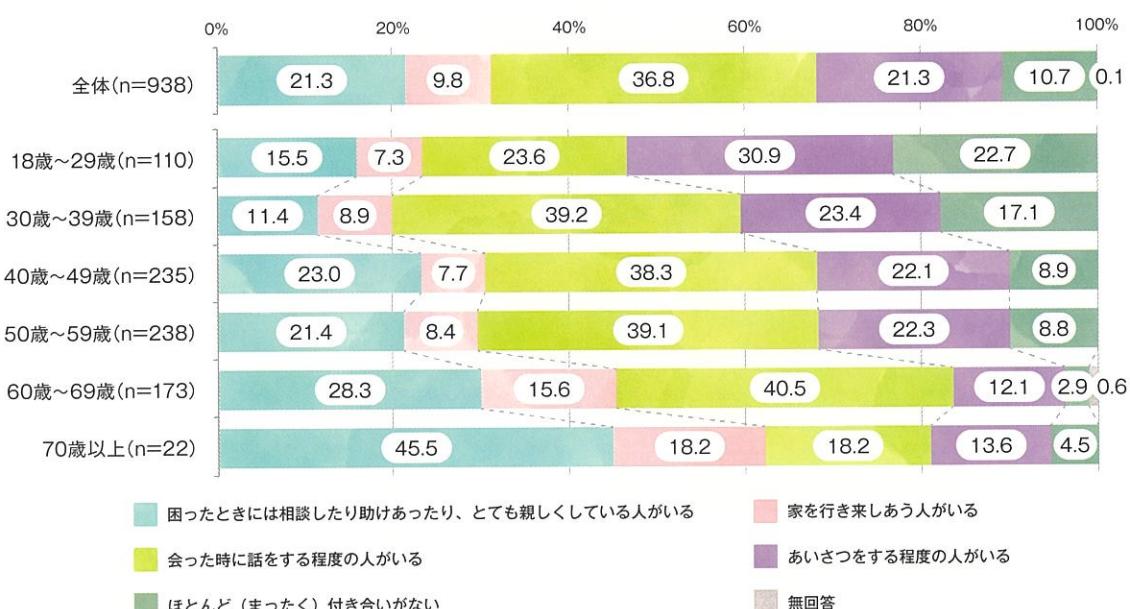
由布市と由布市社会福祉協議会は、福祉の両輪となり地域の課題を解決し、地域全体をより良いものにしていくことを目指す計画を策定しました。

「地域福祉計画」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていく様に、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

また、「地域福祉活動計画」とは、「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

計画の期間は、2023(令和5)年度～2027(令和9)年度までの5年間となります。

親しい近所付き合いをしている若い世代の割合が低くなっていることから、若い世代へ地域福祉の必要性や関心が高まるような意識啓発や機会づくりが必要となっています。



住民がかかえる課題が複合化・複雑化
(8050問題、ダブルケア、社会的孤立など)してきています。

困ったときに
どこに相談したらよいか
分からぬんだよね。



地域での助け合いは
大事だと思うけど、
自治会活動などは、
正直、大変そう。

災害がおこったときは、
どうしたらいいか
不安です。



制度上のサービスでは
解決できないケースが
増えていると
感じています。

この計画では、地域、市民、各種団体、市等の全ての主体が、基本理念を意識し、共有していくことにより、誰もが地域でつながり、全ての市民が安心して暮らせる、人にやさしいまちの実現を目指します。

【基本理念】

ささえあい つながり 共に生きるまち 由布市

「地域共生社会」実現のための3つの重点的な取組み



(1) 地域課題解決のための仕組みづくり(我が事)

- ◎個人・世帯・地域における問題・課題の発見
- ◎関係機関・団体における課題の共有
- ◎多様な主体の連携や地域資源の活用を通じた課題の解決までを見通す



(2) 誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備(丸ごと)

- ◎分野の枠を越えた、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ◎地域資源を活用しながら、社会とのつながりを回復する参加の支援
- ◎地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援

(3) 災害時に支え合える地域のつながりづくり(福祉関連計画が共通して取り組むこと)

- ◎平常時からの人々の交流を促進することで、災害時にも支え合える地域づくりの推進
- ◎防災分野と連携した避難体制の整備

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定し計画を推進していきます。

基本目標1 支え合いの気持ちや地域の 人材づくり	1 支え合い・思いやりの福祉意識づくり 2 地域を担う人材の育成・支援 3 地域福祉に関わる団体の活動促進
基本目標2 支え合いの仕組みづくり	1 自分らしく社会参加できる地域づくり 2 福祉をつなぐネットワークづくり 3 交流・福祉活動の場づくり
基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり	1 福祉情報提供の充実 2 包括的な相談支援体制の充実 3 福祉サービスの充実 4 支援を必要とする人への自立支援 5 犯罪をした人の社会復帰支援(由布市再犯防止推進計画) 6 権利擁護体制の充実
基本目標4 安全・安心なまちづくり	1 地域と連携した防犯・防災対策の推進 2 人にやさしい住環境の整備

計画を推進するためにはそれぞれの主体が役割をもって取り組んでいくことが重要となります。

基本目標1

支え合いの気持ちや地域の人材づくり

高齢者や障がいのある人など地域で暮らす人のそれぞれの状況についての理解を深め、助け合う意識づくりを推進します。また、地域の担い手の育成を進め、住民が気軽に自分のできることから参加できる機会を増やします。

市・社会福祉協議会の取組みの方針

1 支え合い・思いやりの 福祉意識づくり

- ◎ 様々な機会において、地域意識、地域福祉意識の醸成を図ります。
- ◎ あらゆる差別の解消に向けた啓発活動等を推進します。
- ◎ 地域福祉に関する各種計画と連動した取組みを推進します。

2 地域を担う人材の育成・ 支援

- ◎ ボランティア活動について学んだり、体験したりする機会を提供します。
- ◎ 活動の中心となるリーダーの育成に努めます。
- ◎ 市民ボランティアの活動への参加促進と支援に努めていきます。
- ◎ ボランティア活動の啓発、育成・支援を行います。

3 地域福祉に関わる団体の 活動促進

- ◎ 地域福祉関係団体等の機能の充実強化を促進するための支援に努めます。
- ◎ 地域の組織・団体等の活動を拡大・充実させていくよう情報発信の仕組みづくりを支援します。
- ◎ 社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核として機能強化に努めます。

自分や家族ができること

- ◎ 福祉や人権に関わる様々な問題に关心を持ち、講演会や学習会に参加しましょう。
- ◎ 知識と技術、経験を活かし、地域活動に協力しましょう。
- ◎ 地域の様々な団体の活動に关心を持ち、参加しましょう。

地域・団体等でできること

- ◎ 地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての認識を深めましょう。
- ◎ ボランティアの育成・活動支援に協力しましょう。
- ◎ 誰もが活動に参加しやすいような内容となる工夫しましょう。



基本目標2 支え合いの仕組みづくり

住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組みを推進し、持続可能な地域づくりを目指します。

また、孤独死やダブルケア、8050問題といった公的支援の狭間にあるために支援が行き届かない場合にも対応できるよう、分野横断的な取組みを進めます。

市・社会福祉協議会の取組みの方針

1 自分らしく社会参加できる地域づくり	<ul style="list-style-type: none">◎ 地域住民が身近に交流できる場づくりなど、地域交流活動を促進します。◎ 自治会等の地域団体の福祉活動を促進し、積極的な支援体制づくりを図ります。◎ 事業所・団体などとの連携を強化し、立地する地域内への情報発信や施設利用者や地域住民との交流を促進します。
2 福祉をつなぐネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">◎ 地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を推進します。◎ 自治会への加入及び活動への参加促進を図ります。◎ 支援を要する人の把握や、支え合いのためのネットワークづくりに取り組みます。◎ まちづくり協議会の設立を支援します。
3 交流・福祉活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none">◎ 日頃の居場所づくりを推進し、地域からの孤立の解消を図ります。◎ 協働による活動・運営に努め、地域に応じた居場所の確保に努めます。◎ 地域の交流や福祉活動の拠点・場づくりに取り組みます。

自分や家族ができること

- ◎ 地域の行事に積極的に参加し、地域の人と交流を深めましょう。
- ◎ 自治区等の身近なところでの支え合い活動に積極的に参加しましょう。
- ◎ 地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。

地域・団体等できること

- ◎ 世代間交流等、様々な交流の場を企画しましょう。
- ◎ 地域の課題や解決策などを話し合う機会をつくりましょう。
- ◎ 地域の施設の管理・運営に取り組みましょう。



基本目標3

適切な支援につなぐ仕組みづくり

課題の複合化・複雑化に対応するため、地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスにつながるよう、包括的な相談支援体制や情報提供体制を整備していきます。

また、住民の成年後見制度への理解を高め、成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成を図るとともに、高齢者、障がいのある人、児童等に対する虐待防止と早期発見・早期対応の取組みを進めます。

市・社会福祉協議会の取組みの方針

1 福祉情報提供の充実

- ◎必要なときにつつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- ◎市民ニーズの把握や、必要とされる情報の簡素化など、利用者の利便性を考慮した情報発信に努めます。

2 包括的な相談支援体制の充実

- ◎課題の複合化・複雑化に対応するため、関係部署が分野横断的に協議し、課題解決を図る包括的な相談支援体制の整備を進めます。
- ◎研修等により相談員の資質向上に努めます。

3 福祉サービスの充実

- ◎介護人材等の育成・確保、資質の向上についての取組みを推進します。
- ◎支え合い、助け合いによる各種法定福祉サービス以外の地域福祉に関わる独自事業の実施に努めます。

4 支援を必要とする人への自立支援

- ◎相談・支援の充実を図るとともに関係機関との連携を強化に努めます。
- ◎生活困窮者の早期発見や見守りのための地域づくり体制の構築を推進します。
- ◎関係機関と連携して虐待の実態把握や虐待防止のための啓発活動に努めます。

5 犯罪をした人の社会復帰支援(由布市再犯防止推進計画)

- ◎再犯防止のため、地域ぐるみの支援体制を整備します。
- ◎犯罪予防や再犯防止に対する市民の理解を深めるための広報・啓発に努めます。

6 権利擁護体制の充実

- ◎認知症のある人や障がいのある人等に対する理解の促進、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知、普及に努めます。
- ◎福祉サービスに関する苦情相談・解決の仕組みづくりに取り組みます。

自分や家族ができること

- ◎福祉制度やサービスに関心を持ち、情報収集や必要なサービスを利用に努めしましょう。
- ◎一人で悩まず、家族や友人等の身近な人に相談しましょう。
- ◎困っている人や悩んでいる人がいたら、声かけを行いましょう。
- ◎地域の更生保護活動を理解し、協力に努めましょう。
- ◎成年後見制度などの制度について理解を深めましょう。

地域・団体等でできること

- ◎困りごとを抱えている人に対して必要な情報を伝え、相談窓口やサービス利用につながるよう支え合いましょう。
- ◎サービスを受けることが必要と思われる人や世帯の情報を提供しましょう。
- ◎虐待に関する情報があった場合には、速やかに関係機関へ連絡しましょう。
- ◎「社会を明るくする運動」を推進しましょう。
- ◎認知症のある人や障がいのある人に関して、正しい知識と理解を得られるよう、研修会等を開催しましょう。

基本目標4 安全・安心なまちづくり

地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。

また、高齢者や障がいのある人、子ども等をはじめ、道路や各種施設等が誰にとっても利用しやすく、全ての市民が安全・安心かつ快適に生活できる住環境づくりを推進するとともに、隣近所での声かけ等により、地域での支え合い、助け合い等も含めた、移動手段の確保に努めます。

市・社会福祉協議会の取組みの方針

1 地域と連携した防犯・防災対策の推進

- ◎ 地域と協働して避難行動要支援者の登録等による対象者把握や個別避難計画作成を推進するとともに、その情報共有と活用に努めます。
- ◎ 地域の防犯・防災意識を高め、地域ぐるみの防犯・防災活動を進めます。
- ◎ 地域の安全活動と生活環境の整備を進め、防犯・防災・交通安全の保持等の未然防止を図ります。
- ◎ ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて、道路や公共施設をはじめとした生活環境の計画的な整備に取り組みます。
- ◎ 高齢者や障がいのある人などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

2 人にやさしい住環境の整備

自分や家族ができること

- ◎ 災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
- ◎ バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を理解し、マナーを守りましょう。

地域・団体等でできること

- ◎ 住民同士で助け合う自主防災組織づくりを進めましょう。
- ◎ バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及に努めましょう。



市民の権利擁護を推進するための由布市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断することが難しく不利益を被らないよう権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、法律的に支援する制度です。

<成年後見制度の概要>

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度

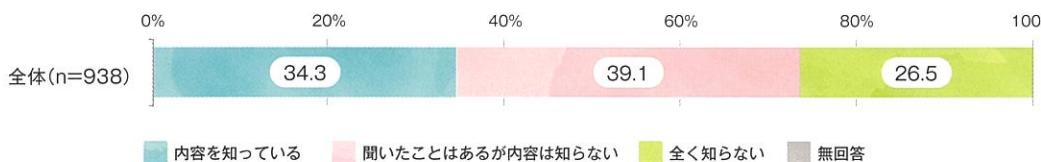
判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、成年後見人等に付与される権限などが異なります。

類型	後見	保佐	補助
対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

成年後見制度の認知度



出典:令和4年度市民意識調査

計画の目標

この計画では、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めていくこととします。

計画の取組み

- 地域連携ネットワークの体制整備
- 成年後見制度に関する相談対応と必要な支援へのつなぎ
- 成年後見制度利用促進(普及・啓発、市長申立、市民後見人養成 等)

【成年後見制度に関するご相談・問い合わせ先】

大分市成年後見センター
〒870-0839 大分市金池南1丁目5番1号
TEL:097-547-7774 FAX:097-547-7773

由布市社会福祉協議会(本所)
〒879-5434 由布市庄内町庄内原365番地1
TEL:097-582-2756 FAX:097-582-2878

発行:由布市 福祉課 〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地 TEL:097-582-1265 FAX:097-582-1343
社会福祉法人由布市社会福祉協議会 〒879-5434 由布市庄内町内原365番地1 TEL:097-582-2756 FAX:097-582-2878